

# 平成22年(行ケ)第10298号 審決取消請求事件

2015年3月22日(土)13時30～17時

千代田区神田区民館集会室

発表者;本谷孝夫

# 経緯

出願日	2002/06/12	ハイアール
拒絶理由通知書	2007/10/25	29条1項,29条 *
意見書	2008/04/21	
拒絶査定	2008/05/20	
審判請求書	2008/08/18	
手続補正書(方式)	2008/09/08	
手続補正書(自発・内容)	2008/09/08	
手続補足書	2008/09/10	
前置報告書 上申書	2008/11/11 2009/06/05	米国特許提出
審判審判	2009/10/11	
回答書	2010/04/09	補正の用意がある
審決(理由なし)	2010/05/20	その他
審決取消訴訟	2010/09/16	取消理由1~2
判決(取消)	2011/10/04	取消理由1 & 4
拒絶理由通知書	2011/11/29	29条1項,29条 *
意見書	2012/05/08	
拒絶理由通知書	2012/05/31	29条1項,29条 *
意見書	2012/11/16	
審決(理由あり)	2012/12/18	その他

# 争点

## 1 補正却下決定の際に拒絶理由通知をしなかったことの違法の有無

平成5年法は審査・審判迅速性確保目的なるも、手続保障が失われてはならない。審尋は刊行物2を示しただけで意見書提出できない。

原告が補正案を示したにも拘わらず、拒絶理由出さなかったことは手続保障に欠ける。⇒ 審尋を中止した背景か？

## 2 組み合わせの容易想到性

刊行物1(特開昭59-171588号公報, 甲1)

刊行物2(実開昭63-85495号のマイクロフィルム, 甲2)

技術分野が異なる場合の組み合わせ容易想到性

# 本件発明に対する拒絶査定理由

拒絶理由	拒絶査定	前置報告書	審決	審判拒絶理由1	審判拒絶理由2
特開昭59-171588	←	←	←	←	←
特開昭53-25072	←	←	←	X	X
特表平9-500709	←	←	←		
実開平5-87352	←	←	←		
		実開昭63-85495			
		実開平2-32822			
				米国特許3244024	
				実公昭32-3802	
					特開平11-114281
					実開昭49-55960

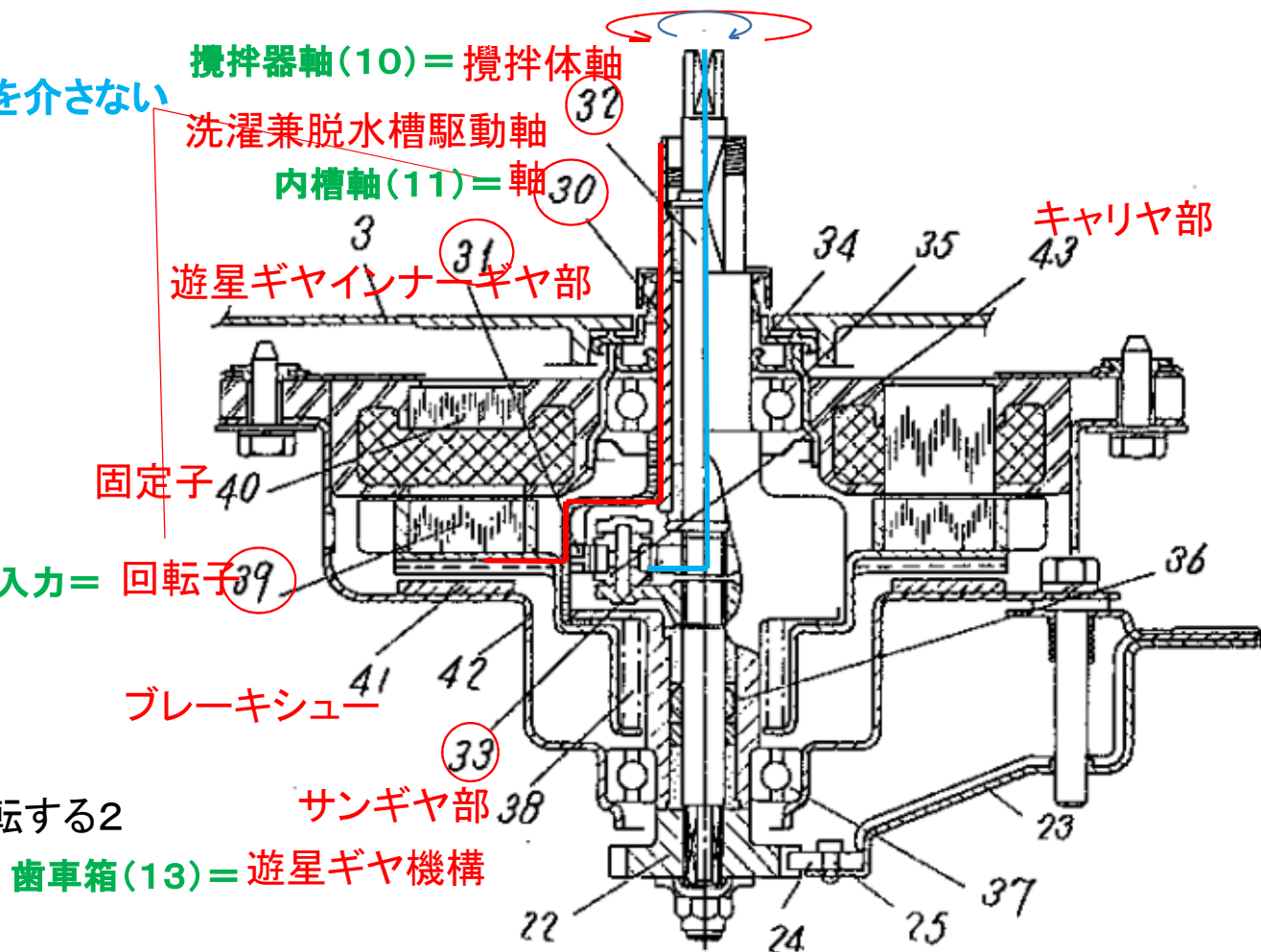
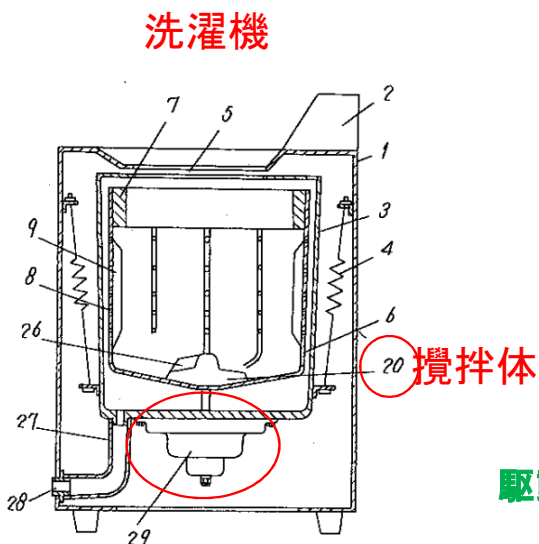
特許しないという強い意図が感じられる



# 刊行物1(特開昭59-171588)記載の発明

緑色は本件発明との対応部

遊星ギヤを介さない



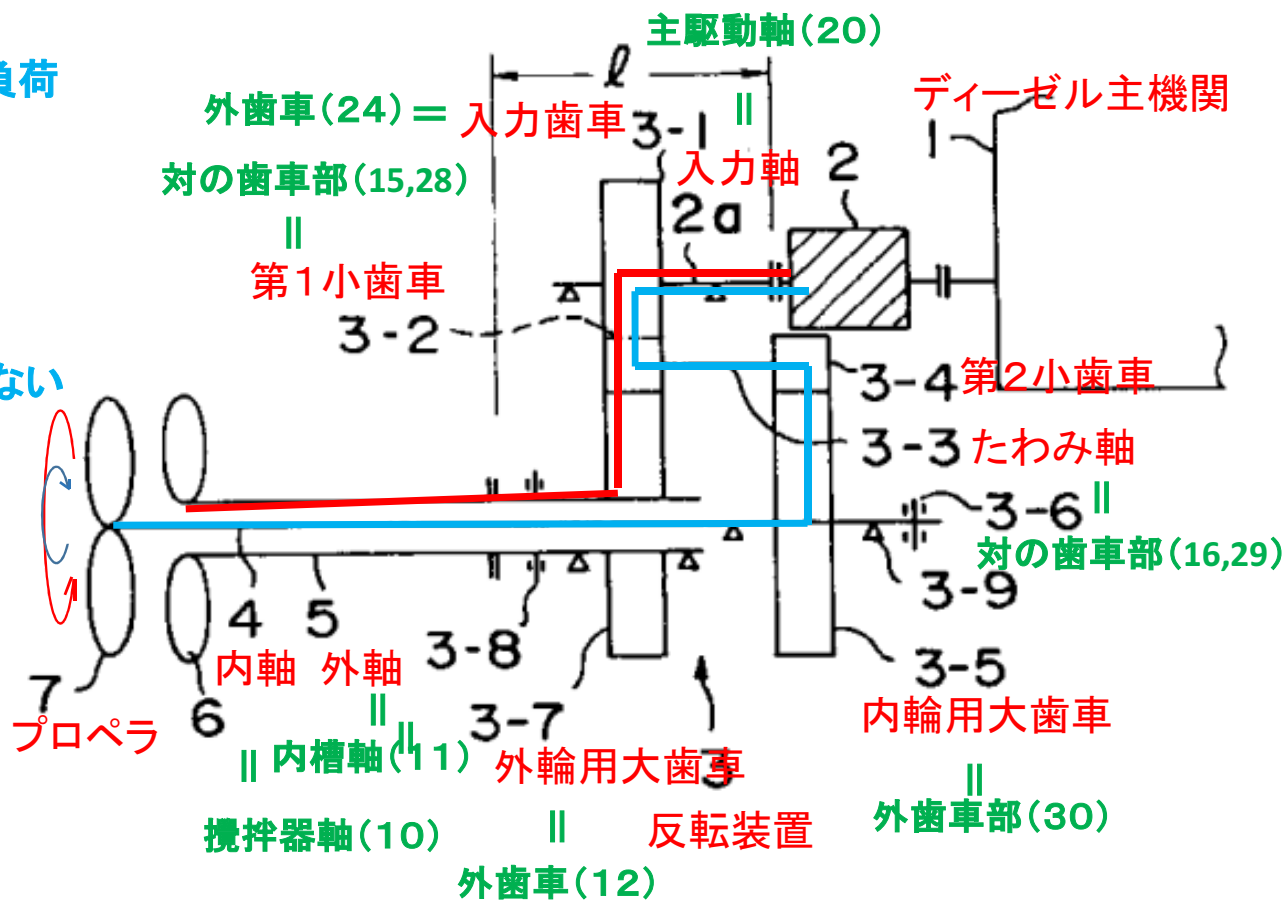
特許庁の認定  
洗濯機の技術分野において、  
1の入力軸から同軸の互いに逆転する2  
軸へ出力する技術思想が開示

# 刊行物2(特開平5-234911)に開示の発明

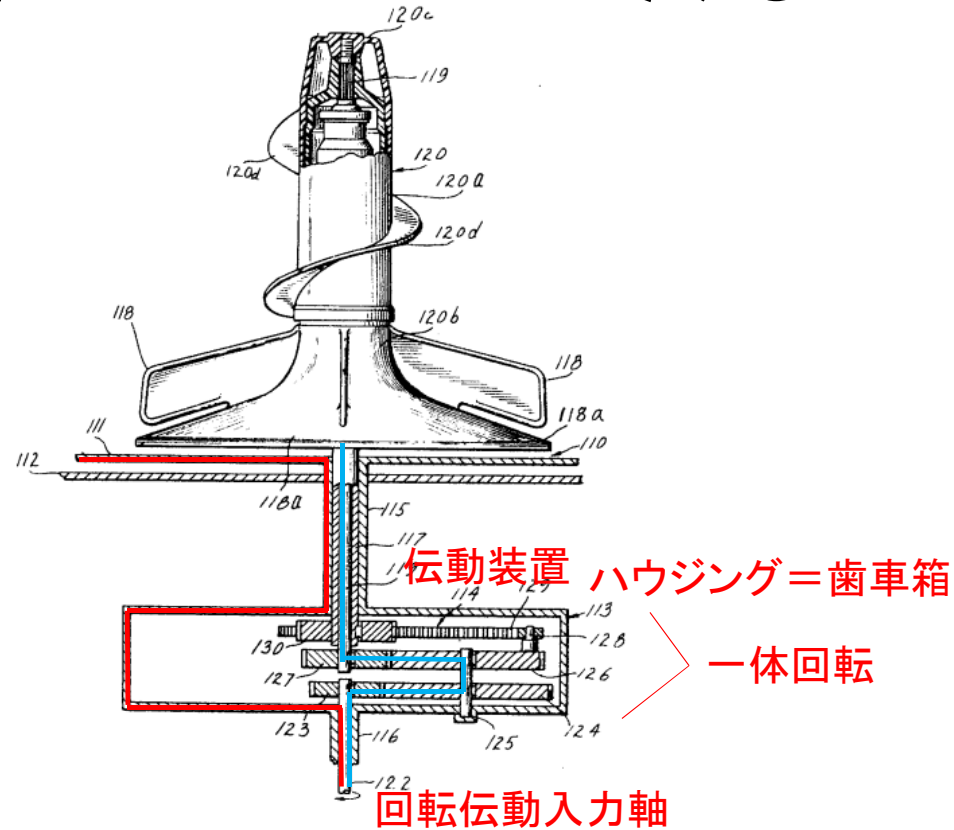
主として船舶に用いられる  
 ↓  
 大型・大負荷vs小型・小負荷  
 ↓  
 汎用性示唆  
 ↓  
 設計思想が異なる  
 ↓  
 技術分野が異なる  
 ↓  
 刊行物1発明に適用できない

特許庁の認定  
 刊行物2は、主として...の記載  
 から船舶に限定されず汎用性  
 を有するから、刊行物1発明に  
 適用することは容易想到

緑色は本件発明との対応部

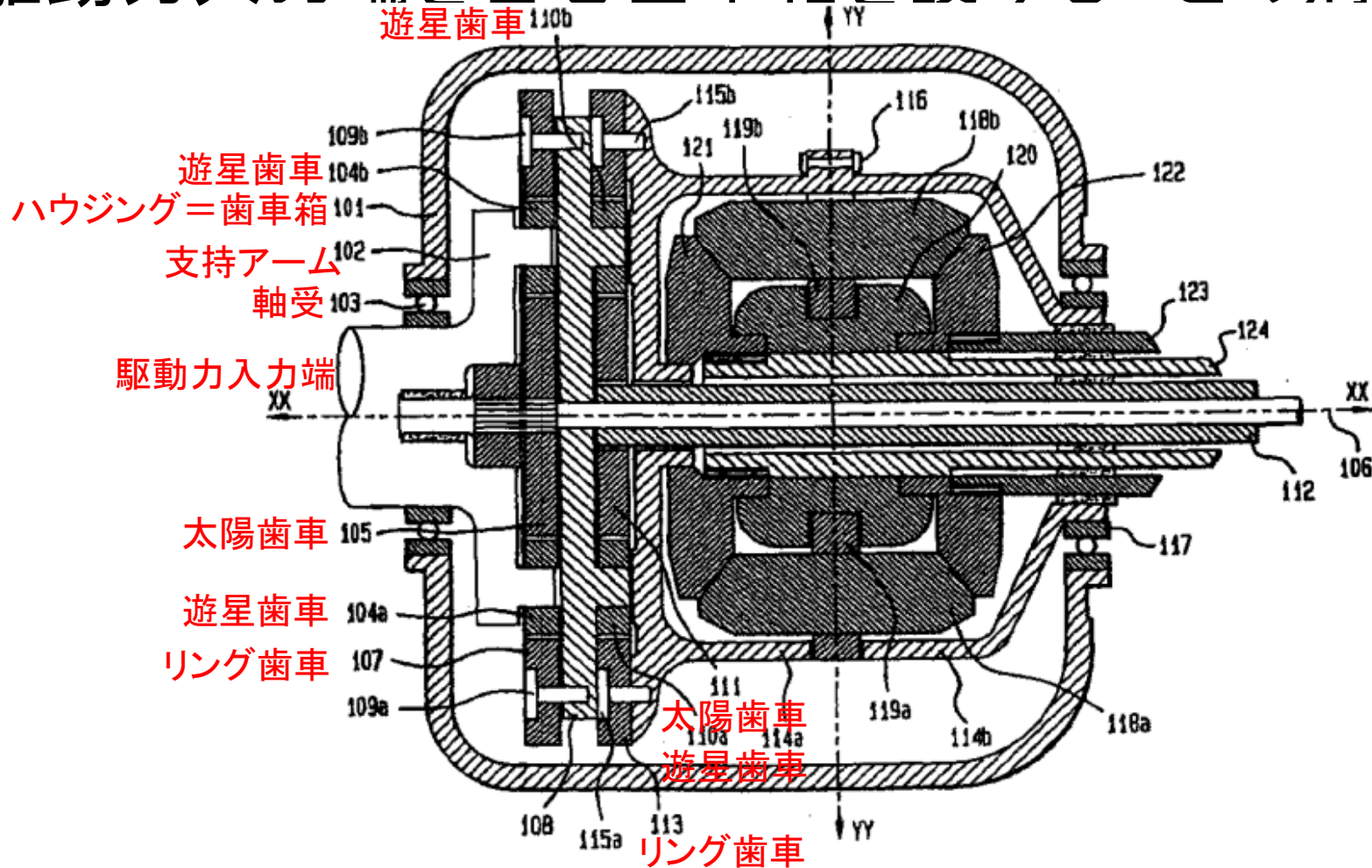


# 甲3(特開昭53-25072)に開示の発明 駆動力入力端を含む歯車箱を設けることの周知例





# 甲4(特表平9-500709)記載の発明 駆動力入力端を含む歯車箱を設けることの周知例



# 最初の審決理由

赤字は審判官合議体が認定した相違点

補正後クレーム(特許クレーム)	刊行物1(一致点)	相違点
<p>駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み、 前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸(10)に接続されており、 前記攪拌器軸をある方向に回転させ、 前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸(11)に接続されており、 前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、 駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する<b>歯車箱(13)</b>を含む、 双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、</p>	<p>駆動力入力部と2つの駆動力出力端とを含み、 前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸に接続されており、 前記攪拌器軸をある方向に回転させ、 前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸に接続されており、 前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、 駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する<b>歯車機構部</b>を含む、 双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、</p>	<p>相違点1 歯車箱がモーターの回転子39の回転が伝達されるインターナルギア部31</p> <p>駆動入力軸を含む歯車箱は、特開昭53-25072他によって周知(甲3・4)</p>
<p>前記歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、 前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通して延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、 二対の歯車軸(29、16)が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、 二対の歯車部(15、28)が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、 前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、 前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、 前記攪拌器軸(10)の前記下端に設置された外歯車(30)が、前記二対の歯車部の一方(15)とかみ合っており、 前記中空の内槽軸(11)の前記下端に設置された外歯車(12)が、前記二対の歯車部の他方(28)とかみ合っており、 主駆動軸(20)が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、 前記主駆動軸(20)の上端に設置された外歯車(24)が、前記二対の歯車部の前記一方(15)とかみ合っている</p>	<p>前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、 前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在している伝動機構</p>	<p>相違点2 遊星ギヤ機構 刊行物2 中空の外軸5が回転可能に設けられており、対の歯車軸2a、3-3が設けられており、対の歯車部3-1、3-2、3-4が、前記対の歯車軸2a、3-3にそれぞれ設置され、互いにかみ合っており、内軸4の下端に設置された外歯車3-5が、前記対の歯車部の一方3-4とかみ合っており、前記中空の外軸5の下端に設置された外歯車3-7が、前記対の歯車部の他方3-1とかみ合っており、主駆動軸2aの上端に設置された外歯車3-1が、対の歯車部の前記一方3-2とかみ合っている、内軸4と外軸5を逆方向に回転させる装置。 刊行物2も、入力軸が1つで、互いに逆転する2つの出力軸を有する。 刊行物1においける遊星ギヤ機構を、費用や工数等を踏まえ、刊行物2事項を試みることは設計的事項。</p>
<p>ことを特徴とする伝動機構。</p>		

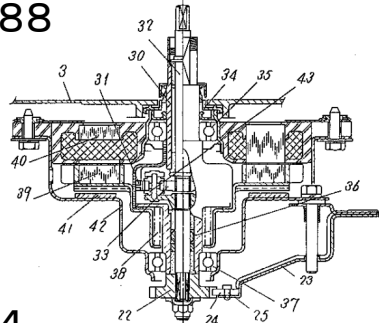
# 審取消訴訟における、原告主張・被告反論・裁判所判断

取消理由	原告(ハイアール)主張	被告(特許庁)反論	裁判所判断
1 反論機会 理由有り	刊行物2は、審判手続中の平成21年10月20日の審尋で、甲5は審決で公知文献として初めて挙示。意見書を提出する機会が与えられず、159条2項で準用する50条違反	審尋に対する回答書で反論しており、反論の機会是与えられている。	拒絶査定不服審判請求時における補正が、独立特許要件を満たさない場合、拒絶理由を通知することなく補正却下することは過酷であり、手続違反もあり得る。①大幅補正、②審尋で新公知文献、③審尋に対し再補正案、④刊行物2は引用不適切より、審尋回答だけでは不十分につき、手続違反。
2 相違点の 看過 判断せず	刊行物1発明の遊星ギア機構は、モータの回転子39の回転をこれと逆方向に回転する1つの駆動力出力に変換するものであって、「モータの回転子39の回転を2つの駆動力出力に変換する」ものではない。	回転子39⇒軸30&軸32	刊行物1発明は、衣類の洗浄力向上を解決課題とする。刊行物2は、小型軽量化を図れるようにした二重反転プロペラ用反転装置を提供することを課題とする。二重反転プロペラ用反転装置は、本質的には船舶等の姿勢安定化を課題とし、船舶等の固有技術である。当業者が、洗濯機の分野では本来的に要求されない船舶等における二重反転プロペラに関する刊行物2の記載事項を刊行物1の発明に適用することは困難である。
3 相違点1 判断せず	甲3のハウジングは入力軸と一体回転。動力伝達機構として機能。甲4も同様	動力伝達機構として同一	解決課題が大きく異なっている公知技術を組み合わせるに当たって、両者が動力伝達機構という汎用性が高い一般技術分野に属するとしてその容易性を判断することは慎重でなければならず、被告主張は採用できない。
4 相違点2 理由有り	刊行物2は船舶用につき技術分野が異なる⇒適用不可	請求項1は洗濯機専用ではなく汎用の伝達機構	刊行物2は、「主として船舶用・・・」記載あり、船舶用は例示であるとしても、全ての技術分野の他の技術が適用容易となるものでないことは明らかであり、発明の技術分野、解決課題、組み合わせの動機付け等具体的に検討しなければならない。刊行物1発明と刊行物2発明は、技術分野、解決課題も大きく隔たり、組み合わせの動機付けも明確でないから、組み合わせは困難。

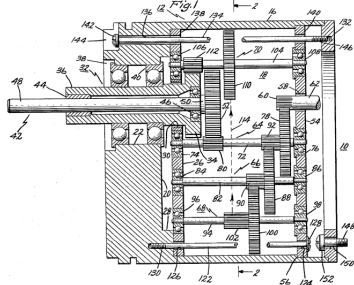
# 判決後の審判における拒絶理由

## 第1回拒絶理由通知

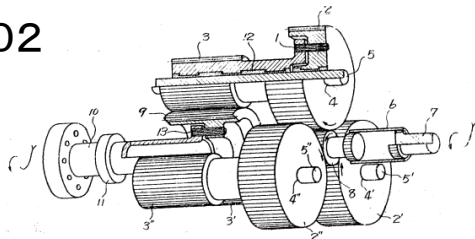
特開昭59-171588



米国特許3244024

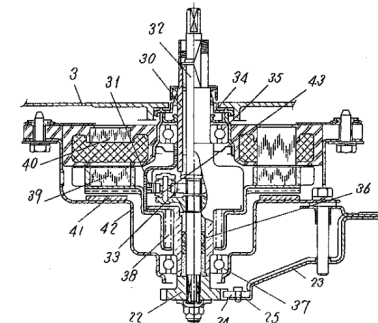


実公昭32-3802

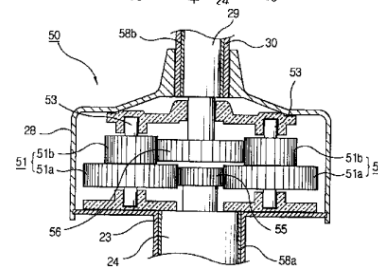


## 第2回拒絶理由通知

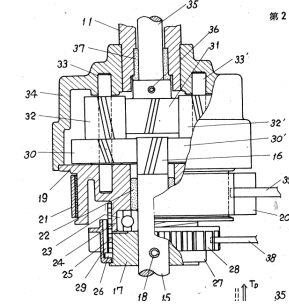
特開昭59-171588



特開平11-114281



実開昭49-55960



# 最後の審決理由

青字は審判官合議体が認定した相違点

補正後クレーム(特許クレーム)	刊行物1(米特許第3244024号)	相違点
<p>駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み、 前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸(10)に接続されており、 前記攪拌器軸をある方向に回転させ、 前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸(11)に接続されており、 前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、 駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する歯車箱(13)を含む、 双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、</p>	<p>駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み、 前記駆動力出力端の一方が、中実出力軸に接続されており、 前記中実出力軸をある方向に回転させ、 前記駆動力出力端の他方が、中空出力軸に接続されており、 前記中空出力軸を別の方向に回転させ、 駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する歯車箱を含む、 双方向駆動を生じさせるためのミニチュア用伝動機構であって、</p>	<p>相違点1 引用発明1では、用途はミニチュアギア用高度に小型化されるように設計されるのでそれに反する技術の適用を阻害する。</p>
<p>前記歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、 前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通して延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、 二対の歯車軸(29、16)が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、 二対の歯車部(15、28)が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、 前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、 前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、 前記攪拌器軸(10)の前記下端に設置された外歯車(30)が、前記二対の歯車部の一方(15)とかみ合っており、 前記中空の内槽軸(11)の前記下端に設置された外歯車(12)が、前記二対の歯車部の他方(28)とかみ合っており、 主駆動軸(20)が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、 前記主駆動軸(20)の上端に設置された外歯車(24)が、前記二対の歯車部の前記一方(15)とかみ合っている</p>	<p>前記歯車箱が、その2つの側壁にそれぞれ軸孔を備えており、 前記中空出力軸が、前記側壁に設けられた前記軸孔を通して延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、 歯車軸が、前記歯車箱の前記2つの側壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、 歯車部が、前記歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、 前記中実出力軸が、前記中空出力軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記中実出力軸の一端が前記中空出力軸の一端を超えて延在しており、 前記中実出力軸の前記一端に設置された外歯車が、前記歯車部の一方とかみ合っており、 前記中空出力軸の前記一端に設置された外歯車が、前記歯車部の他方とかみ合っており、 主駆動軸が、前記歯車箱の内側に設置されており、その一端が、前記歯車箱の前記側壁の前記軸孔を貫通し、かつ、外側へ延在しており、前記主駆動軸の一端に設置された外歯車が、前記歯車部の前記一方とかみ合っている</p>	<p>相違点2 引用発明1では、軸孔が設けられているのはギアヘッド10の端壁14及び円筒側壁16に支持された軸受板26および軸受板54 検討するまでもない</p> <p>相違点3 本願発明では、「二対」としているのに対して、引用発明1では、2本や2群でしか存在しない点。 引用発明1は、ミニチュアギア用伝動機構であって、強力な伝動力を要求されるものでないもので二対設けることの必要性がないものであることから、「二対」とする動機付けは存在しない。</p> <p>特許性あり</p>
<p>ことを特徴とする伝動機構。</p>	<p>伝動機構。</p>	



## まとめ(実務上活用できそうな事項)

- 大幅にクレームを補正した場合、大っぴらに拒絶理由を要求できる。
- 技術分野が大きく異なる引用例の場合、技術分野が異なる(ので組み合わせに対する阻害要因がある)旨の反論ができる。

# まとめ

- 論議したい事項1 これだけ洗濯機の駆動装置に適していると主張しながら、請求項1～6においては、「伝動機構」である。権利解釈に際しては、請求項1～6について、洗濯機に限定されるのか？
- 論議したい事項2 「洗濯機のための伝動機構」にすれば、審判で特許になったのでは？
- 論議したい事項3 裁判所は、原告が主張していない、二重反転プロペラの本質的意義（反トルクを打ち消す）を認定しているが、弁論主義に反しているのでは？
- 論議したい事項4 技術者は、技術的課題に直面した場合、本件の場合、純粹な機械的課題であるので、あらゆる機械的技術分野の技術を参考にしようとするのではないか？そうすると、刊行物2の構造を洗濯機の同心逆転軸に採用する動機付けになるのでは？